

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年9月まで

父が私の年金について「20歳の誕生日の前日に国民年金に加入し、保険料はすべて納付している。」と話していたことを私も姉もはっきり憶えている。

社会保険庁の記録でも20歳で国民年金に加入したことになっており、父が国民年金保険料はすべて納付したと聞いているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間のすべての国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年8月ごろ払い出され、払出時点において、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、56年4月以降の国民年金保険料を現年度納付するとともに、57年12月に55年10月から56年3月までの保険料を過年度納付しており、国民年金保険料の納付意欲の高さがうかがわれるところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、過年度納付することが可能であった申立期間のうち54年7月から55年9月までの国民年金保険料を納付しないとは考え難い。

また、申立人の国民年金加入当時、申立人の両親は共に勤務しており、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付するのに十分な資力はあったと申立人の姉は供述している。

さらに、申立期間直後の昭和55年10月から56年3月までの期間は、特殊台帳において納付済期間とされているが、オンライン記録では未納期間とされており、平成20年12月に納付済みと訂正されていることから、社会保険庁に

において、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 8 月時点において、申立期間のうち、53 年 9 月から 54 年 6 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

社会保険庁の記録では、昭和48年3月の国民年金保険料は納付額が不足しているため、保険料未納期間とされているが、当時、母が自分の国民年金保険料を納付してくれており、納付額に不足があれば、その不足分は納付しているはずである。申立期間が、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間を含む昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料を48年8月31日に過年度納付し、その際48年3月の保険料は100円不足していたことが社会保険事務所の特殊台帳及びA町の被保険者名簿により確認できるが、社会保険事務所の特殊台帳及び同町の被保険者名簿のいずれにも、昭和48年3月の国民年金保険料の納付済み額450円の還付記録はなく、還付の事実が確認できない。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付額に不足があれば、その不足分は当然納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年12月までの期間及び50年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年12月まで
② 昭和50年5月から同年11月まで

国民年金制度発足当初から加入し、毎月きちんと保険料を納付してきた。専業農家のため、途中で国民年金の資格を喪失した覚えもないし、還付を受けた記憶もない。申立期間について国民年金保険料を納付していたはずなのに未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A村（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿では、申立期間当時、国民年金保険料が納付済みであったことが確認できる上、申立期間は、合計13か月と比較的短期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA村の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料が厚生金保険等加入を理由として還付されていることが確認できるが、申立人は専業農家であり国民年金の強制加入期間である申立期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由は無く、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められ、申立期間は納付済みとすべき期間であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

国民年金保険料は、定期的に銀行で納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間の国民年金保険料額は、1か月500円くらいと安かった記憶がある。

昭和48年4月から同年6月までの期間については、所持していた国民年金保険料の領収書を社会保険事務所に提出し、年金記録の訂正をしてもらったが、申立期間についても、保険料は納めたはずだから年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、平成3年6月から60歳で資格喪失する20年1月までは国民年金基金に加入しており、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人が、実家を離れるまで同居し、申立人に国民年金保険料の納付を勧めたとされる申立人の母親には、国民年金加入期間において保険料の未納期間が無く、申立人の姉も国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間②の直後の期間である昭和48年4月から同年6月までの社会保険庁のオンライン記録は、平成21年1月に申立人が所持していた領収書により未納から納付へ記録が訂正されており、申立人についての記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる上、申立人は、昭和47年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を、同年12月に納付したことが社

会保険事務所の特殊台帳で確認でき、その前後の期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

加えて、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とほぼ一致しており、母親から「できることは自分でしっかりやるように。」と言われていたので、就職後は自分で国民年金保険料を納付したとの供述は、具体的で不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から同年9月1日まで

昭和42年8月ごろB市にあったC社からD市にあったA社へ転籍した。社会保険事務所に照会したところ、42年8月1日から同年9月1日までの厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。1日の空白も無く転籍したことを記憶している。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は昭和42年7月31日にC社（現在はE社）の資格を喪失し、同年8月1日から44年12月31日までにおける事業所不明の被保険者記録が確認できる。一方、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険加入記録は、昭和42年8月1日にC社で資格を喪失し、同年9月1日にA社（現在はF社）で資格を取得し、45年1月5日に資格を喪失しており、雇用保険の記録とほぼ一致している。このことから、申立人における雇用保険の昭和42年8月1日取得の記録はA社の記録であることが推認することができる。

また、申立人が保管するC社における「昭和44年撮影の永年（7年）勤続表彰」の写真及び「昭和42年8月撮影のA社の同僚との写真」から、申立人がC社から関連会社A社へ継続して勤務していることが認められる。

さらに、申立人が昭和45年1月に、A社からC社へ再度転籍した際には、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得並びに雇用保険の加入記録は同じ

日となっており、厚生年金保険の加入記録に欠落は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、C社から関連会社のA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月のA社の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の後継事業所であるF社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、18年6月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和17年6月から18年5月までの標準報酬月額は80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年7月22日まで

昭和16年ごろからA社にて働き始め、その後、いくつかの炭鉱で働いていたが、勤め先は変わっても途切れなく働いていた。労働者年金保険被保険者台帳索引票を保管しており、17年1月1日に同社において労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できるため、申立期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては死亡した申立人の子が、申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、昭和17年1月1日にA社に対し7人分の労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、このうちの一つは、申立人に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する同社に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票により確認できる。申立人が同社を退職後に勤務した事業所において厚生年金保険の被保険者となった際も、申立人の加入記録は、同社で申立人に払い出された労働者年金保険被保険者台帳記号番号によって管理されていたことが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により確認でき、当該記号番号が同社に払い出された直後

に取り消されたとは考え難く、申立人が同社に勤務し、労働者年金保険料の徴収が開始された17年6月1日に労働者年金保険の被保険者となったものと認められる。

また、社会保険事務所ではA社に係る労働者年金保険被保険者名簿を保管していない上、申立人と同様に昭和17年1月1日に同社において労働者年金保険被保険者台帳記号番号の払出を受けた6人については、被保険者台帳(旧台帳)が存在するものの、申立人に払い出された労働者年金保険被保険者台帳記号番号に係る被保険者台帳(旧台帳)は存在しないことから、申立人に係る記録管理に不備があったものと考えられる。

さらに、申立人と同様に昭和17年1月1日にA社において労働者年金保険被保険者台帳記号番号の払出を受けたとされる6人のうち、2人は、被保険者台帳(旧台帳)において、同社とは別の炭鉱において労働者年金保険被保険者資格を取得及び喪失しており、残る4人は、いずれも同社において18年6月1日資格喪失とされているところ、この他に同社において労働者年金保険に加入している者は確認できない。

これらの関連資料、周辺事情を勘案すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、18年6月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同時期に資格取得した者の記録から判断すると80円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年6月1日から20年7月22日までの期間については、A社は既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等申立期間に係る在籍及び労働者年金保険料の控除が確認できる資料が無い上、申立人は、給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の在籍及び労働者年金保険料(19年10月1日から厚生年金保険料徴収開始のため、同年月日以後は厚生年金保険料)を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者番号払出簿において、申立人と連番でA社にて労働者年金保険被保険者台帳記号番号を払い出されていることが確認できる申立人の同僚4人は、いずれも昭和18年6月1日資格喪失と記載されている。

このほか、申立人が昭和18年6月1日以降、A社において、労働者年金保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として昭和18年6月1日から20年7月22日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から57年10月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金が未納（未加入）となっているが、夜間、地区の人が集金に来ていたので、同居していた兄嫁や妹と一緒に集金されていたと思う。

昭和58年以降に、A町役場（現在はB市）の職員から職場に電話があつて、「未納期間が2か月分あるので、年金は続けて掛けていないともらえない。」と言われて、びっくりして妹に話したことをはっきり覚えている。その後、社会保険事務所へ問い合わせたら、そんなことは無いと言われた。

父はずっと厚生年金保険に加入していて、年金のことに関しては厳しかったので、未加入や未納があるとは思っていなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳には申立期間の前後に加入していた厚生年金保険の記号番号のみが記入されており、国民年金の記号番号の記載は無い上、A町に申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金の強制加入対象期間について、未加入期間が散見されるとともに、厚生年金保険から国民年金の切替手続を適切に行っていない。

加えて、申立期間当時同居していた申立人の二人の妹は、ともに昭和58年中に国民年金保険料を過年度納付しており、申立人は、同居していた二人の妹

に対する納付督促を、自分に対しての納付督促と誤認している可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 392

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年12月まで
20歳になった時、父が国民年金の加入手続をしてくれた。

国民年金保険料は、毎月地区住民が公民館に集まり、町内会の役員が区費等と一緒に集金し市役所に保険料を納付しており、両親が私の国民年金保険料も合せて納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月以降に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿により確認できるところ、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であって、地区の集合納付で申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立人は過去の保険料をさかのぼって納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとされる申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 56 年 5 月まで
② 昭和 57 年 2 月から平成元年 12 月まで

昭和 51 年 3 月から 56 年 12 月までの間、A 社（現在は B 社）で継続して勤務（勤務場所は C 社内工場ライン）していたが、社会保険庁の記録では、申立期間①の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録を訂正してほしい。

昭和 57 年 2 月に D 社に入社し、平成元年 12 月までの間、同社から派遣されるような形態で E 社本店、同社 F 事業所、同社 G 事業所内で警備員として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間②の D 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によると、申立人は昭和 51 年 3 月 1 日に資格を取得し、同年 9 月 14 日に喪失した後、56 年 6 月 11 日に資格を再び取得し、57 年 1 月 7 日に喪失しており、これ以外に申立人の記録は無く、申立期間中、同名簿の整理番号に欠番は無い。

また、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時期である昭和 51 年 9 月及び 57 年 1 月に、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録においても離職とされている。

さらに、A 社は業務請負会社（現在は派遣事業も行っている。）であるところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において、厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員の大半が 6 か月以内に事業主により喪失の届出がなされていること

が確認できる。

加えて、A社は、申立期間①における人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

- 2 申立期間②について、D社では、申立人が申立期間②において、同社に在籍していたことは確認できるものの、当時、申立人は、日給月給制の臨時（アルバイト）雇用であり、厚生年金保険の加入に係る届出は行っておらず、保険料の控除も行っていないとしている。

また、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 12 月 17 日から 20 年 8 月ごろまで
昭和 17 年 12 月 17 日から、A社B事業所で徴用工員としてタラップやドラを製造する作業に従事した。兵隊に志願しようと思ったが、上司に反対されたため、御国のためと思い、終戦まで勤務した。
間違いなくA社B事業所に勤務していたので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B事業所で勤務していたことは、当時の同僚の供述により推認できる。

しかしながら、A社B事業所は既に廃業している上、申立人は給与明細書等を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間において、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 17 年 12 月に被保険者資格を取得した者は確認できない上、18 年 2 月に資格を取得した者の中に、申立人及び申立人の記憶している同僚の供述から、申立人と同じ時期にA社B事業所で勤務していたと思われる同僚 4 人のうち、1 人は確認できるものの、これ以降の期間を含め、申立期間において他の同僚の氏名は見当たらず、A社B事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、A社B事業所での勤務状況や同僚の氏名等について、申立人から具体的な供述を得ることができず、同社の当時の事業主及び役員についても死亡

又は所在不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 12 月 8 日まで

昭和 17 年 4 月 1 日から A 社 B 支店 C 事業所にて営業職員として採用された。18 年 12 月 8 日から徴用で D 事業所に勤務したが、その期間を除き、54 年 3 月 31 日まで A 社及び後継事業所である E 社に継続して勤務していたことは間違いない。A 社は 17 年 6 月 1 日から労働者年金保険法の適用を受けていると思うので、申立期間において労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立人の A 社及び E 社に係る経歴書により、申立人が申立期間において A 社 B 支店 C 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社 B 支店の後継会社である E 社 F 支店は、当時の人事記録や賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人は給与明細書等、申立期間に係る労働者年金保険料を控除されていたことが確認できる資料を所持していない。

また、申立人は労働者年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶も曖昧である。

さらに、申立人は「A 社では受付事務をしており、肉体労働者ではなかった。」と供述しているところ、申立期間は、労働者年金保険法（昭和 16 年 3 月 11 日法律第 60 号）が施行されていた期間であり、同法では、男子筋肉労働者を被保険者としているため、申立期間において申立人は労働者年金保険の被保険者とはなれない期間であると考えられる。

加えて、申立人と同じ職種であったと考えられる同僚 4 人（うち、申立人と

同じく A社B支店C事業所勤務 3人、A社B支店勤務 1人) は、昭和 19年 10月 1日に A社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間において当該同僚 4人の労働者年金保険被保険者としての記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。